

令和5年度 第3回徳島県社会教育委員会議

日時：令和6年2月26日（月）

午後2時から

場所：県庁10階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 徳島県教育委員会あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 「徳島県社会教育委員会議提言」テーマについて
 - (2) 今後のスケジュールについて
 - (3) その他
- 4 閉 会

配付資料一覧

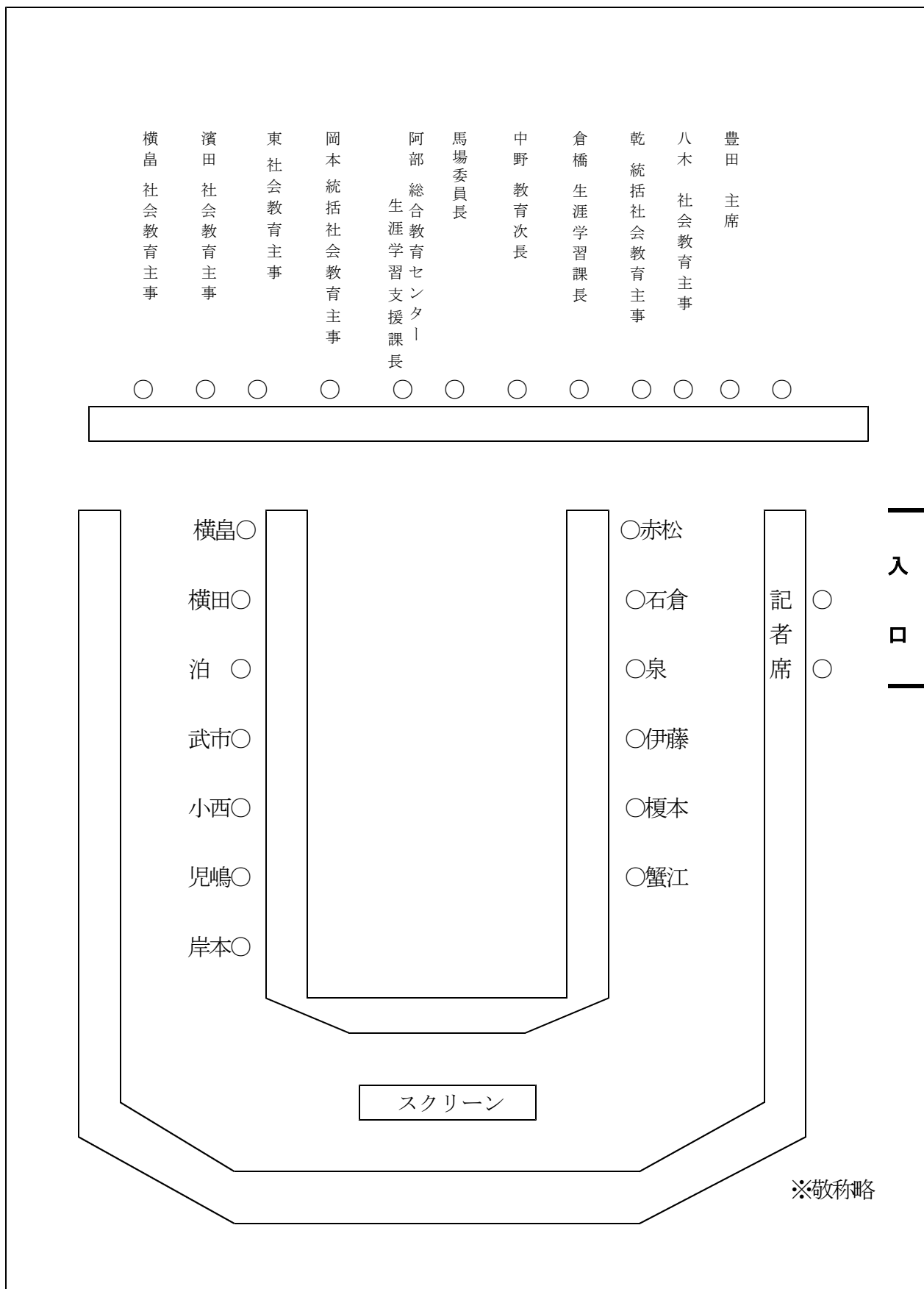
- (1) 会議資料（本冊子）
- (2) 事務局説明資料（別添資料1）

目 次

目次	-----	1
配席図	-----	2
徳島県社会教育委員名簿	-----	3
今後のスケジュール・現地研修案内	-----	4
社会教育法	-----	5
徳島県社会教育委員設置条例	-----	6

第3回 徳島県社会教育委員会議 配席図

(県庁10階大会議室)



徳島県社会教育委員名簿

任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日

※50音順。敬称略。

氏名	所属
1 赤松 梨江子	四国まなび未来ネットワーク研究所 代表 CSマイスター（公募委員）
2 石倉 美枝子	徳島県婦人団体連合会 理事
3 泉 理加	NPO法人フルリン徳島 代表
4 伊藤 昭仁	徳島県公民館連絡協議会 副会長
5 榎本 峰子	（一社）旅の葉 代表理事
6 蟹江 美子	徳島県PTA連合会 副会長
7 岸本 信和	海陽町立海南小学校長 校長
8 児嶋 輝美	徳島文理大学短期大学部 教授
9 小西 大紀	徳島文理大学学生（公募委員）
10 阪根 健二	鳴門教育大学大学院 特命教授
11 武市 信宏	NHK徳島放送局 コンテンツセンター長
12 泊 健一	徳島合同証券株式会社代表取締役社長 （一社）徳島経済同友会幹事/文化・スポーツ部会副会長
13 馬場 祐次朗	全国視聴覚教育連盟 会長
14 横田 恵理子	県立城ノ内中等教育学校 校長
15 横畠 亜希子	美馬市立穴吹中学校 校長

今後のスケジュールについて（案）

日 時	内 容
令和6年 7月下旬	第4回会議 [説明] ①徳島県の生涯学習・社会教育について [協 議] ①今期社会教育委員会議提言テーマ設定について ②今後のスケジュールについて
令和6年 11月下旬	第5回会議 [議 題] ①地域教育支援活動奨励賞の最終選考 [協 議] ①今期社会教育委員会議提言骨子案について ②その他
令和7年 2月中旬	第6回会議 [協 議] ①今期社会教育委員会議提言素案について ②その他

社会教育法（抄）

昭和24年6月10日法律第207号

平成28年5月20日法律第 47号

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

徳島県社会教育委員設置条例

平成25年12月19日
徳島県条例第61号

(設置)

第1条 社会教育法第15条第1項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、徳島県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第3条 委員の定数は、15人とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

徳島県社会教育委員会議 第2回会議での主な意見

社会教育施設的环境整備



- ICT環境整備は喫緊の課題（学び・防災拠点）
- 必要なハードの整備と良質なソフトの整備は生涯学習推進の両輪
- コミュニティセンター化による公民館の機能の停滞懸念

社会教育人材



- 多世代（子供から高齢者まで）の生涯学習をコーディネートする人材の配置
- 生活様式・学びのスタイル、住民ニーズに応じた学習コンテンツの準備。
- 社会教育士（社会教育主事のような資質・能力を持った人）が、各所で地域の人々を育てていく環境

学びと活動の循環（仕組みづくり）



- 学びを実践に移す仕組み（学んだ人の活躍の場）の創出
- 地域の中に、子供達のアイデアが実現、大人達が挑戦する場所や機会の創出
- 専門的な知識を持った団体や多様な関係機関と連携しながらフットワーク軽く課題を解決（ネットワーク）

学校・家庭・地域連携協働



- 学校と地域の連携協働が円滑に進むよう、行政としてのシステムづくり
- コミュニティ・スクール内容の充実（特色ある学校づくりに、コミュニティ・スクールの充実は不可欠）
- 地域学校協働活動、部活動指導等に関わる人材の地域間格差の解消

徳島県社会教育委員会議 第2回会議での主な意見

困難を抱える児童・生徒等の支援と共生



地域の人、社会教育関係者等による不登校の子供達への支援の可能性（他県事例）

不登校の子も成長し大人になり、いずれは社会にでる。社会福祉だけで、支援するのは非常に難しい問題。継続して支援するシステム、人的リソースの拡充

福祉と教育の連携、「共生社会の実現」

その他



社会教育に充当する予算の縮小

社会教育に係る活動のPDCA検討と持続可能な活動への工夫

徳島県社会教育委員会議提言の策定期間変更について

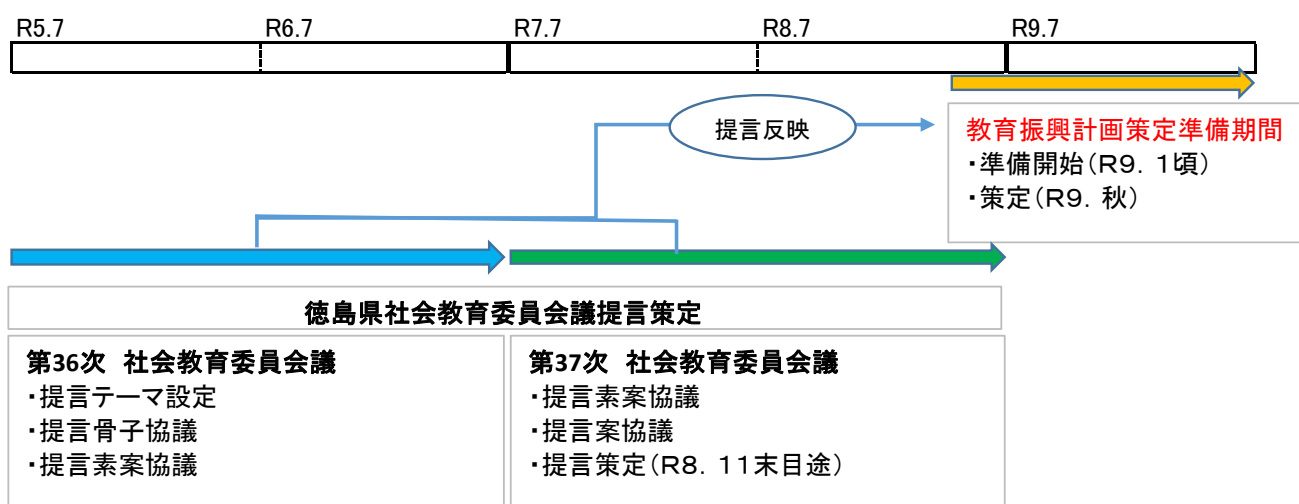
1 策定の期間と内容

委員任期2年の間に、各期における委員の知見に基づき、「徳島県の今後の社会教育・生涯学習の方向性について」とりまとめてきたが、2年→4年に、策定期間を変更したい。

2 期間の見直し理由

- (1) 徳島県行動計画、教育大綱、教育振興計画(計画期間4年)の示す方向性と協調させる。
- (2) 提言内容を教育振興計画へ反映することで、提言内容の実現を図る。
- (3) 提言を受け取り組む施策については、毎年実施される教育振興計画の点検評価等を活用する。
- (4) 社会教育の方針は、文科省の中教審答申(H30)がベースとなっている。

3 期間延長(4年)によるスケジュール案



※各期の社会教育委員の意見は、単年度毎の取組や予算化の参考にする。

<参考>社会教育委員の職務—社会教育法—

- 第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。